令和５年度　第４回朝来市農業委員会総会議事録

１　開 催 日　　令和５年10月19日（木）午後１時30分～午後２時24分

２　開催場所　　朝来市あさご・ささゆりホール

３　出席した農業委員　13 人

１番　米田　隆至委員　　２番　大田垣　強委員　　３番　寺前　信龍委員

４番　藤井　幸三委員　　５番　米田　利秋委員　　６番　髙本　知宜委員

７番　細見　和範委員　　９番　伊藤　孝行委員　　10 番　佐野　伸夫委員

11 番　島田　義弘委員　　12 番　小田　彰子委員　13 番　西　好朗職務代理

14 番　石原　武美会長

４　欠席した農業委員　　１人

８番　篠岡　昌代委員

５　出席した農地利用最適化推進委員　　10人

６　現地調査委員

農業委員　米田　利秋委員　　髙本　知宜委員

推進委員　鴨谷　康隆委員　　小山　忠幸委員

７　議事日程

日程第１　議案第12号　農地法第３条申請について

日程第２　議案第13号　農地法第４条申請について

日程第３　議案第14号　農地法第５条申請について

日程第４　議案第15号　非農地証明申請について

日程第５　議案第16号　農用地利用集積計画の決定について

８　事務局職員

事務局次長　藤原　雅人　　主幹　石橋　禎之　　農地農政係長　森本　礼子

９　農林振興課職員

副課長　衣川　太郎

10　会議の概要

〇事務局　失礼いたします。ただいまから第４回朝来市農業委員会総会を開会いたします。

既に送付をさせていただいております次第に基づき、進めさせていただきます。

最初に、石原会長から御挨拶をいただきます。

○石原会長　〈挨　拶〉

○事務局　ありがとうございました。

ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき、進めていただきたいと思います。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○議長　それでは、次第３の「成立宣言」ですが、本日の出席人数を事務局から報告してください。

○事務局　本日の出席委員は、農業委員13名、農地利用最適化推進員10名でございます。

○議長　ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第９条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第４回の朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第４の「議事録署名人の指名」につきましては、６番の髙本知宜委員と、７番の細見和範委員に議事録署名人をお願いします。よろしくお願いします。

続きまして、次第５「議事」に入ります。議事日程に基づきまして、進行させていただきます。

日程第１「議案第12号、農地法第３条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位20番の提案理由の説明を、地元委員の寺前委員に求めます。

○寺前委員　失礼いたします。それでは、議案第12号の農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、受付順位20番の説明をさせていただきます。

添付の航空写真、１枚目になります。右手に受付順位20番と書いてある航空写真を御覧ください。申請地は、写真の真ん中付近にある申請地●●番地という場所なんですけれども、南北に走りますこの道は、市道の鍛冶屋町真弓線になります。右手に蛇行しますのが市川になります。下側が下流側というような形に位置しております。

申請地は●●さんが所有されている地目、畑で、１筆農地で面積214平米となっております。●●さんの自宅は、この左側に小さい字で出ておりますが、●●番地、道沿いにある●●番地が●●さんの自宅となっております。当該農地は、この●●番地の家の中を通らないとこの申請地に行けないような状況にありました。現在、譲受人の●●さんと共に

野菜類を栽培しております。今回、●●さんの高齢に伴い、息子である●●さんに譲渡する運びとなりました。そういうことで本申請に至っております。

申請書類には、営農計画書、農地に係る誓約書も提出されており、本申請は許可相当と考慮いたします。慎重審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長　ありがとうございました。

続きまして、受付順位21番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員　それでは、説明申し上げます。まず、位置図を御覧ください。上八代の地域内にこの申請地は存在するわけでありますが、そこに行ってもらおうとしますと、澤十二所線の県道を新井の交差点から西向きに少し山を登っていただきますとあすなろトンネルがございます。そのトンネルを通過していただいて、今度は左折して新井方面に出ていかれましたら、100か150メートルの間ぐらいでこの申請地の●●番地が県道から下向きに傍観できるというような状況になるところでございます。

それでは、内容を説明いたします。この譲受人の件でございますが、●●合同会社につきましては農地所有適格法人で、既に上八代地域では営農活動を行われているところであります。今回、規模をもう少し拡大したいという●●合同会社さんの意向もありまして、●●さん、上八代での中心的存在、営農活動をされている方でありますが、その方との話合いがまとまりまして、●●さんの田503平方メートルをこのたび●●合同会社さんに譲り渡されるということでございます。

内容的には、もう既に営農活動が軌道に乗っているわけでございまして、特にこの●●合同会社さんがこの土地を取得して継続して営農活動をすることについては何ら問題ないと思慮いたしますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。

続きまして、受付順位22番の提案理由の説明を、地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員　失礼いたします。受付順位22番を御覧ください。図面上信号がはいっていないですけど、県道の信号を右に折れましたら、糸井こども園があり、それから和田山郷土歴史館があり、これを右に行きますと寺内公民館があって、その裏に農道がありまして、それから、100メーターほど行ったところに申請地の●●番地があります。譲渡人の●●さんは、娘さんたちは嫁がれているので、同級生の●●さんに任せたいということでお願いしたところ、快く受けられましたので、今回の申請となりました。審議をよろしくお願いします。

○議長　ありがとうございました。

受付順位20番から22番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の米田利秋委員のほうから補足説明はございますか。

○米田（利）委員　失礼します。10月４日に現地調査ということで、午後１時半から委員４人と事務局２人で巡回しております。

なお、この内容につきましては、委員がそれぞれ説明されましたとおり特に問題はございませんけれども、１点だけ、20番の生野の現地の確認が、どうしても家の中を通ることができませんでしたので確認ができなかったんですけれども、地元委員のほうから聞きましたら、特に問題はないんじゃないかということで、見てないですけれども、そこだけ報告をさせていただきます。以上でございます。

○議長　ありがとうございました。

皆さんのほうで、この３条関係につきまして御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、それでは、受付順位20番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位21番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位22番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、続きまして、日程第２「議案第13号、農地法第４条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位23番の提案理由の説明を、地元委員の篠岡委員が欠席のため、事務局に求めます。

○事務局　失礼いたします。それでは、受付順位23番について御説明をさせていただきます。議案書の航空写真を御覧ください。受付順位23番の写真は、真ん中のところに申請地の●●番地の農地があります。場所としましては、フレッシュバザール和田山玉置店の裏手側、川沿いに近い場所になっております。●●さんの自宅はこの農地、地図でいうと上側がちょうど●●さんの自宅になっております。このたび、朝来警察署の駐車場として借り受けたいとのお話があり、●●さん自身も高齢により農地の管理が難しくなってきたこともあり、露天駐車場として整備し、警察に貸すということで話がまとまりましたので、今回の申請となりました。立地基準、一般基準ともに問題はなく、許可相当と思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　受付順位23番について、事務局からの提案理由の説明がございました。

現地調査員の小山委員のほうから補足説明ございますか。

○小山委員　失礼します。先ほどの事務局の説明に間違いなく、問題ないと思われます。以上、報告とさせていただきます。

○議長　ありがとうございました。

それでは、第４条関係につきまして、皆さんのほうから御意見なり御質問ございませんか。

特にないようですので、受付順位23番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第３「議案第14号、農地法第５条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位24番の提案理由の説明を、地元委員の米田隆至委員に求めます。

○米田（隆）委員　説明申し上げます。それでは、24番の航空写真を御覧ください。この申請地の位置につきましては、これは非常に分かりやすいところでございますが、この国道、伊由市場の交差点、そこを、北からでも南からでも簡単に通れるところでありますので、そこの交差点をお考えいただいて、そこから見えるところにこの申請地●●番地と●●番地がございます。ここには以前にもう宅地となっているところがございまして、以前はコンビニがあったという記憶の方もいらっしゃると思いますが、今は山芳製菓の工場

の直売店として利用されている、その隣接地だというふうに御理解をお願いいたします。

それでは説明いたします。本件につきましては、所有者でございます●●さん、伊由市場の方でございますが、その所有される２筆の1,195平米の所有地に対して、●●株式会社、これは東京都の八王子のほうに在所する企業でございますが、そこが今回、計画を具体的に動かしたいというような意向がございまして、まず従業員の露天の駐車場を確保したいというようなことから、この土地を５条申請によって取得をしたいというふうに代理人からは聞いているところでございます。収容するおよその車の台数は40台ぐらいが収容できる施設にしたいというような思いがあるということでございました。

少し、この●●さんの会社の概要でございますが、これはそこにも書いてありますように、要は、リサイクルの会社でございまして、主にＯＡ機器とか電化製品等の廃棄されたものを解体して重要金属等を取り出すというような仕事をされておりまして、産業廃棄物の運搬と、それから中間事業の資格をお持ちのように説明がございました。それらのところから、まず、先ほど言いましたように、従業員の駐車場を確保して、その後、●●さんが、代理人の説明によりますと、その隣接している土地を既に工場敷地として確保されているということをお聞きしました。以前のコンビニ辺りから西側を見ていただいたら、少し灌木が生えているところが、工場敷地などになるだろうという推測をしておるところであります。

もう一点、今回の当該申請地につきまして、この用地内に水路がございます。これについては、代理人に説明を求めましたら、その水路についてはもう既に用を足してない、使用されてないというような説明がありまして、近々のうちに市に対して用途廃止の申請をして、取得したいというようなことでございました。それらの条件が整い、また農業委員会の承認が得られ次第、着工を考えておるというような状況でございましたので、説明をさせていただきますと同時に、この件については、いわゆる廃棄をしたり解体するということが必然的について回る事業の一貫した設備でございますので、そこのところは、区の区長の承諾がきちっとあるかということと、農事部長の合意が得られているかということについても代理人にしっかりと聞きまして、書類も確認しましたところ、確かに合意の文書が提示されているということでございましたし、この●●株式会社の信用についても、それなりの資産を持った会社でございますので、まず問題はなかろうと思っておるところでございます。御審議のほどお願いいたします。

○議長　詳しく説明いただきましてありがとうございます。

受付順位25番の提案理由の説明を、地元委員欠席のため、事務局に求めます。

○事務局　失礼いたします。それでは、受付順位25番について説明をさせていただきます。議案書の受付順位25番の航空写真を御覧ください。申請地は、真ん中にあります●●番地です。こちらは和田山体育センターの付近、以前、エスポワという温水プールがあった場所の西側に位置しております。譲受人の●●さんが御自宅を建設するために土地を探しておられましたところ、今回譲渡しをされる●●さんとお話がまとまりまして、今回の５条申請となりました。立地基準及び一般基準についてもそれぞれ問題なく、許可相当かと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長　受付順位24番から25番につきまして、地元委員等から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の髙本委員のほうから補足説明ございますか。

○髙本委員　失礼します。10月４日に農業委員２名、推進委員２名で、事務局合わせて確認に行ってまいりました。今説明があったとおりで補足はございません。以上です。

○議長　それでは、皆さんのほうから御意見なり御質問、この件についてございませんか。

特にないようですので、受付順位24番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位25番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第４「議案第15号、非農地証明申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　受付順位26番の提案理由の説明を地元委員の伊藤委員に求めます。

○伊藤委員　失礼します。受付順位26番です。県道朝来出石線をずっと上がっていきますと、糸井小学校があり、その反対側に上向きに山のほうに行っていただきますと和田山精機があります。この道を川沿いに100メーターほど上がっていきますと、申請地の●●

番地があります。そこは道が細くて、以前は親戚の方が管理をされていたようですけれども、平成10年頃より荒れ田になってしまい、農地への復元ができないと見込まれます。写真にあるように、木や草がたくさん生えていますし、トラクターも行けないので大変荒れています。審議のほう、よろしくお願いします。

○議長　受付順位26番について、地元委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の鴨谷委員のほうから補足説明ございますか。

○鴨谷委員　失礼します。地元委員の説明のとおり、問題ないと思います。以上、報告させていただきます。

○議長　それでは、この件につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、受付順位26番について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第５「議案第16号、農用地利用集積計画について」を上程します。

事務局、朗読してください。

○事務局　〈議案朗読〉

○議長　議案第16号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課　失礼いたします。農林振興課の衣川です。よろしくお願いいたします。

議案書のほうは７ページからとなります。まず、農用地利用集積計画の概要ですが、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数につきまして、まず、田ですが、面積が5,968平方メートル、筆数が３筆、畑につきましては、面積が785平方メートル、筆数が１筆、合計6,753平方メートル、筆数が４筆となります。利用権の設定を受ける戸数につきましては２戸、利用権を設定する戸数につきましては３戸となっております。

続きまして、設定する利用権の概要ですが、利用権の種類につきましては、使用貸借権及び賃貸借権となっております。利用権の内容につきましては、使用貸借権が４筆、6,753平方メートル、賃貸借権のほうはありません。利用権の開始時期ですが、公告後となっており、利用権の終期につきましては、１筆が令和８年３月31日までで、面積が653平方メートル、令和９年３月31日までが３筆となっており、面積は6,100平方メートルとなっております。

続きまして、８ページになります。利用権の設定を受ける者及び設定する者の一覧につきましては、８ページのほうになっております。土地の所在等につきましては、山東町塩田、字、大田、地番が●●番地となっており、こちらのほうは田653平方メートルです。主な作付は水稲ということになっております。

続きまして、和田山町法興寺、字、藤ノ木、こちらのほう、３筆ありまして、まず１つ目が地番でいきますと●●で、田で、3,021平方メートルで、主な作付は水稲となっております。

続きまして、和田山町法興寺、字、梨ノ木●●番地、こちらのほうは畑ということで、758平方メートルで、主な作付につきましては野菜となっております。

最後に、和田山町法興寺、字、梨ノ木●●番地、田でありまして、2,294平方メートルであり、主な作付は水稲となっております。

続きまして、利用権の設定を受ける者及び設定する者につきましては、議案書の９ページと10ページになっておりますので、よろしくお願いいたします。説明のほうは以上となります。慎重審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長　ただいま担当課からの説明がございました。この件につきまして、皆さんのほうから御質問なり御意見ございますか。

特にないようですので、議案第16号について採決を行います。

賛成の方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長　全員賛成により、本件は承認されました。

以上で本日の予定しておりました議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理者からご挨拶いただきます。

○西職務代理者　〈閉会挨拶〉

（午後２時24分終了）